

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第22回会議（平成24年1月20日開催）議事要旨

第1 議題

最終的な取りまとめに向けた議論

第2 概要等

1 国会公安委員会委員長挨拶

松原国家公安委員会委員長から、研究会におけるこれまでの議論に関し、各委員に対して謝意を述べるとともに、最終的な取りまとめに向けて、我が国にふさわしい可視化の在り方や新たな捜査手法の導入について、幅広い視野からの議論をお願いしたいとの挨拶があった。

2 事務局説明等（ が委員からの御意見、 が関連意見）

(1) 事務局から、法制審議会特別部会の動向について説明した。

(2) 事務局から、平成9年5月に発生した千葉県流山市における女性殺害事件に係る誤認逮捕事案について説明した。

被害女性の御遺族は犯罪被害者であり、「えん罪」被害者でもあることを重く受け止めるべき。適正手続を保障するためにも可視化が必要である。

捜査機関は、無実の人が自白をすることがあるということを認識すべき。自白の裏付けを徹底することが不可欠である。

裏付け以前に、虚偽自白を防ぐシステムの構築はできるはずである。

3 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

最終的な取りまとめに向けて、前回会議の意見を踏まえて修正した座長試案について議論が行われた。概要は以下のとおり（修正された座長試案は、検討段階のものであることから非公表とすることとされた。）。

(1) 将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）について

刑事手続で解明すべき「真実」は、「実体的真実」から「訴訟的真実」に移行せざるを得ないを考える。

「実体的真実」と「訴訟的真実」に関する論争については専門家の間で

も対立しており、研究会で結論を得ることは困難である。

概念自体が確定されておらず、一般国民にとって分かりづらいため、そのような用語を用いることは避けるべきである。

可視化による弊害ばかりが強調され、適正手続の保障が軽視されている。両論併記とするならば、各論点は、バランスのとれた内容とすべきである。

今回の試案で大枠は良いと考える。取調べの可視化は、治安にも影響を与えるものであり、無責任な対応はできない。机上の空論ではなく、リアリズムを持つことが重要である。

治安の良好さというのは、むしろ犯罪以前の段階の話ではないか。

## (2) 取調べの可視化について

可視化によって関係者の名誉やプライバシーが侵害されるとの意見に対して、インカメラ審理が導入されている現在の証拠開示制度で対応することが可能であり、また、法廷での再生の在り方を工夫すれば対応できるとの指摘があったが、対審の公開との関係から、完全に非公開とすることは立法政策的に困難である。

被害者のために、捜査員が犯人を厳しく追及・説得することは当然のことである。また、「疑わしきは被告人の利益に」の原則から、立証責任は捜査側にあるため、録音・録画するか否かの判断権は捜査機関に委ねなければ不公平である。

可視化の効果については、何を優位におくか意見が分かれており、順番をつけるべきではないのではないかと。

録音・録画の範囲等、重要な論点については表決をとり、その結果を記述すべきである。

本研究会のような様々な専門分野から委員が集まる会議体では、表決は意味をなさない。かえって誤った情報を国民に与えることになる。

制度論の部分は、「全過程を一律に録音・録画すべきかどうかについて意見が分かれた」との表現に止めるべきである。「少なくとも、大きな方向性としては、捜査上の支障等の程度、可視化の目的に照らして妥当な範囲内で録音・録画を行うことが適当であろう」と留保を付けると、「全過程」を否定していると受け取られる。

試行の在り方として「全過程の録音・録画を含む」ことを明記すべきであ

る。

制度として「全過程を録音・録画すべきか否か」について意見が分かれている中で、試行であれば「全過程」の録音・録画を組み入れてもよいという結論にはならない。

実証的資料を得るため、試行にいろいろなメニューを組み入れることは必要である。「全過程」の録音・録画についても排除すべきではない。

具体的に試行を広げつつ、データを得ながら前に進むべきである。

録音・録画を欠いた場合には、その供述の証拠能力を否定する「推定効」を導入すべきである。

「推定効」は、捜査側が適切な録音・録画を行うインセンティブを担保するものになり得ると考える。

推定のためには、録音・録画を欠く供述は一般的に任意性がないという前提がなければならない。そのような前提事実がないのに推定をするのは、乱暴な議論である。

「任意性の疑い」の存在であるから、あり得る議論である。

熱心な取調べが自白を生むことがあるということを、捜査官も裁判官も自覚すべきである。全てを録音・録画することは不可能だが、試行の拡充によってプラス面とマイナス面がはっきりしてくるだろう。

### (3) 捜査手法の高度化について

誤認逮捕や「えん罪」を防ぐためにも、新たな捜査手法を導入することが緊急の課題である。

「必要性が高い」というだけで導入の可否を判断するのではなく、その中でも「相当と認められるもの」について導入を検討すべきである。

DNA型データベースの拡充のように速やかな科学捜査力の充実が必要である。ただし、法制化には注意が必要であり、通信傍受法のように活用できない法律を作っても意味がない。また、取調べが困難化していると言われる中で、可視化の議論と別に、取調べ以外で人からの証拠を得るための手段の拡充も必要である。

## 4 最終案の取りまとめ方について

本日の議論を踏まえて、再度修正するが、基本的には今回の試案をベースに

まとめることとする。

第3 次回会議について

次回は2月8日（水）に行う。

以 上